

近世における焼畑山村の家族の実態と 焼畑農法の変容について

— 大井川上流の井川地域を主な事例として —

伊藤 寿和

I はじめに

日本の焼畑に関する研究は、すでに、全く新たな研究段階に入ったものと判断される。

すなわち、これまでになされてきた日本の焼畑に関する調査・研究は、基本的には現地調査の時点において確認しえた近現代以後における焼畑耕作に関するものである。これら近現代の焼畑耕作の詳細な実態に関しては、佐々木高明氏の大著¹⁾をはじめとして、野本寛一氏²⁾や橋礼吉氏³⁾などの諸研究⁴⁾がすでに刊行されている。

他方、近年の米家泰作氏⁵⁾と筆者の研究⁶⁾により、日本の焼畑耕作が近世に大きな農法的な変化を遂げていたことが明らかとなった。すなわち、人口の少なかった古代・中世から近世初頭までは、一年のみ山地を焼いて耕作する「一年作り」の焼畑が主に営まれ、近世前期の1600年代に「二年作り」や「三年作り」の連作する焼畑耕作が中心となり、元禄年間（1700年頃）の近世中期以後、これまで現地調査によって確認されてきた近現代の焼畑耕作に繋がる「四年作り」や「五年作り」など、同一の山地をより酷使する焼畑耕作の農法へと大きく変化する見通しが得られた。

したがって、未だ山村の人口も少なく、山地を酷使しない「一年作り」や「二年作り」の焼畑耕作が中心をなしていた近世前期以前の焼畑と、人口が増大して「四年作り」や「五年作り」のローテーションに基づく、農法的にも大きな変化を遂げた近世中期以後の焼畑との弁別と、その詳細な実態の差異の解明が必要である。

本稿は、近世における焼畑耕作にかような農法的に大きな変化をもたらしたと想定される、焼畑山村の家族構成と人口増加の実態と、その焼畑農法の変容を明らかにするために、前稿で検討した天竜川中流域の草木村と同じく、静岡県内の大井川の最上流に位置する井川地域を具体的な事例として、当時の一次史料に基づいて、できる限り詳細な復原・検討を加えたいと思う。

II 近世前期における上田村の家族の実態

II-1 調査地の概要と検討史料

本稿で検討を加える近世の井川地域は、大井川の最上流（現在は静岡市内の最北端・図1）に

位置する典型的な焼畑山村である。すでに、宮本勉氏が述べているように、中世末から近世の井川地域は、図2のように「井川七ヶ村」によって構成され、上田村に居住していた海野氏が実質的には支配してきた。

井川地域の焼畑に関しては、宮本勉氏の個人的な史料の収集と編纂に基づく『史料編年 井川村史』⁷⁾が刊行されており、特に、第一巻と第二巻は中世末から近世に及ぶ井川地域の多くの貴重な焼畑関連史料が収められており、焼畑研究にとって貴重な史料集である。また、『静岡県史』⁸⁾と『静岡市史』⁹⁾の近世史料編にも、井川地域の焼畑に関する史料が収められている。

他方、戦後に井川ダムが建設されて大きなダム湖ができ、一部の村落が移転した井川地域の焼畑に関しては、民俗学的な調査も実施され、その報告書も刊行されている。まず、静岡県立登呂博物館で1997年度に開催された特別展の図録¹⁰⁾である「祖父母から孫に伝えたい焼畑の暮らし—静岡市井川の老人たちが語る山の人生—」が最も有益である。図録の編集・執筆をされた大村和男氏は、宮本氏の『史料編年 井川村史』の近世史料も活用されている。

また、県の教育委員会の編纂になる『田代・小河内の民俗—静岡市井川—』¹¹⁾が井川地区最北の田代・小河内の民俗を詳細に調査・記述している。この他では、筑波大学大学院修士課程教育研究科の社会教育コースの院生による



図1 静岡市井川地域の位置（昭和50年代）

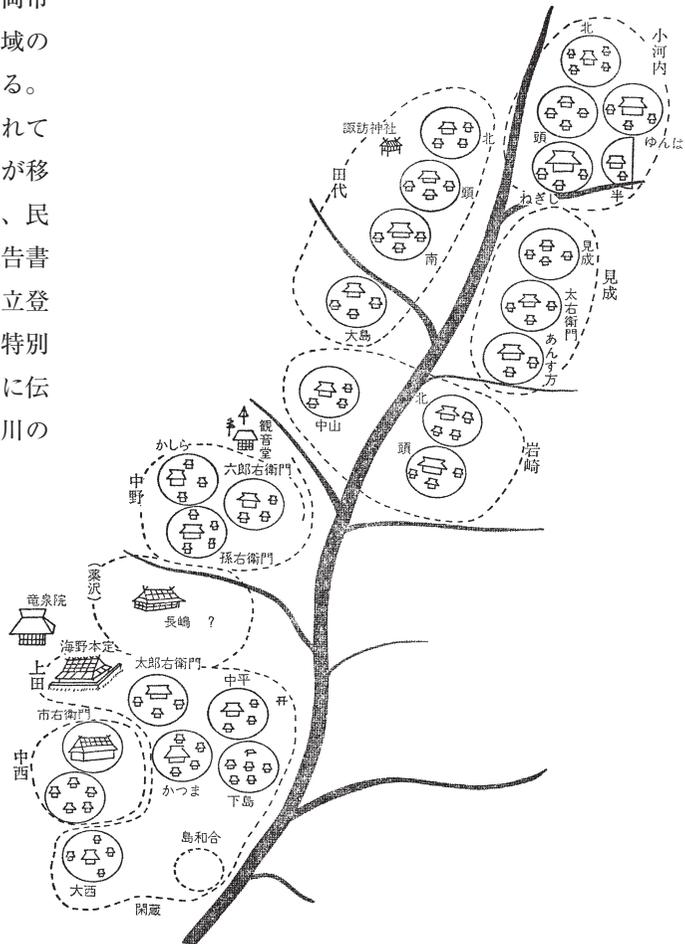


図2 井川七ヶ村の概要図（注7より引用）

井川地域の現地調査の報告書¹²⁾や、野本寛一氏が前著と『大井川』¹³⁾の中で井川地区で営まれていた焼畑の概要を述べている。

なお、井川地域の現地調査で採集された近現代における焼畑耕作の実態に関しては、三章のはじめにおいて紹介することとしたいが、近世の焼畑に関して、『静岡市史』の通史編¹⁴⁾では「この焼畑（切替畑・薙畑・刈生畑ともいう）は山間地における原始的な耕作形態で、山野の柴・草を刈り、それを焼き、掘起さずに種をまき、地味が衰えると他へ移る（切替る）農法である。」と記述され、『静岡県史』の通史編¹⁵⁾においては「各地の山畑では大豆・小豆、焼畑では、粟・稗・大豆・小豆・蕎麦が作られていたのである。」と簡略に記述されているのみである。

Ⅱ－２ 元禄6年の屋敷百姓・借地百姓・切畑百姓の家族

井川七ヶ村の中心をなす上田村に関しては、焼畑耕作のみを営んでいた「切畑百姓」の家族構成の実態が判明する貴重な史料が残されている。その史料は、「上田村家別書上げ帳」（以下、「上田村書上げ帳」と略記）と仮題を付された元禄6年（1693）の人別帳¹⁶⁾と、10年後の元禄16年（1703）に作成された「遠州榛原郡大寸又宗門人別帳」¹⁷⁾（以下、「大寸又人別帳」と略記）の二冊である。

前者の「上田村書上げ帳」には、大井川最上流に位置した井川七ヶ村の中心村落である上田村全体の71軒について、家持百姓23軒、借地百姓27軒、寺2軒、そして、焼畑耕作のみを営む切畑百姓19軒の詳細な家族構成が記載されている。

また、後者の「大寸又人別帳」には、前者において切畑百姓として把握・記載された上田村の枝郷にあたる大寸又に居住する切畑百姓の家族構成が、同様に詳細に把握・記載されている。

ただし、以下の点には十分な留意が必要である。すなわち、史料集の編者である宮本氏は、両者の史料が同一の基準によって把握・作成された人別帳であると理解されて表1を作成され、10年の間に切畑百姓の家数が20軒から27軒に、人口も150人から163人へと増加し、中世以来の大家族が崩れて単婚家族が形成されたと理解されている。

けれども、両史料を検討した場合、宮本氏がなされたようには単純に比較・理解することはできないと判断される。前者の元禄6年に作成された「上田村書上げ帳」は、速水 融氏をはじめとする歴史人口学の成果¹⁸⁾に基づけば、本籍地主義に基づいて把握・作成された史料である。他方、後者の元禄16年に作成された「大寸又人別帳」は現住地主義に基づいて把握・作成された史料であり、両史料に記載されている家族の人数を同一の基準で理解し、表を作成することはできないと考えられる。

以下においては、まず、後者の史料と比較・検討ができるように、前者の元禄6年に作成された「上田村書上げ帳」から、他村に嫁したり、奉公などに出て、現住してはいない人を確定し、その人々を除いた数値に基づいて、以下の論述を進めてゆく。

まず、焼畑耕作のみを営んでいた切畑百姓と、狭いながらも、母村である上田村において常島と焼畑を営んでいた屋敷百姓と借地百姓の人口ピラミッドを示したものが次の図である。上田村の村人の中心をなす屋敷百姓（図3）は、10才以下の子供たちから80才の老人まで、均整のとれたピラミッド型をなしている。また、女性の召使がそれぞれの年代に万遍なく雇用されていることが特徴である。一方、小作人にあたる借地百姓は、10才以下の子供と30才代の成人が多い、き

表1 大寸又の「切畑百姓」の家族とその変化

二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	
(計)	権兵衛	三郎	八郎兵衛	与右衛門	清右衛門		八右衛門子	三郎左衛門	十左衛門	三郎	縫之助	三右衛門	庄之助	長次右衛門	四郎左衛門		文次郎後家	五郎右衛門	徳左衛門	忠作	治右衛門					惣兵衛	
六一	二	一	二	四	四		四	四	四	二	二	四	二	六	一		四	二	四	一	二					六	
八九	六	二	三	二	一		四	四	七	二	五	七	三	九	六		二	四	三	二	三					四	
一五〇	八	三	五	六	一五		八	八	一	四	七	一	五	一五	七		六	六	七	三	五					一〇	
				組頭			組頭		組頭					組頭													組頭
(計)	権兵衛	三郎後家	八郎兵衛	与右衛門	友右衛門	定右衛門	次左衛門	松右衛門	石右衛門	十左衛門後家	十三良	五郎左衛門	左五右衛門	三右衛門	源之助	元右衛門	長次右衛門	四郎左衛門	忠吉	四郎兵衛	小次右衛門	五郎右衛門	徳左衛門	忠作	三藏	力右衛門	惣兵衛
七六	二	二	三	三	四	二	二	四	三	一	三	二	二	三	二	一	四	二	二	三	四	三	四	二	二	七	四
八七	三	三	三	三	一〇	二	二	三	五	二	五	三	三	三	一	五	二	三	一	三	五	二	二	五	三	一	四
一六三	五	五	六	六	(2) 一四	四	四	七	八	三	八	五	五	六	三	六	六	五	三	六	九	五	六	七	五	(1) 八	八

(注7より引用)

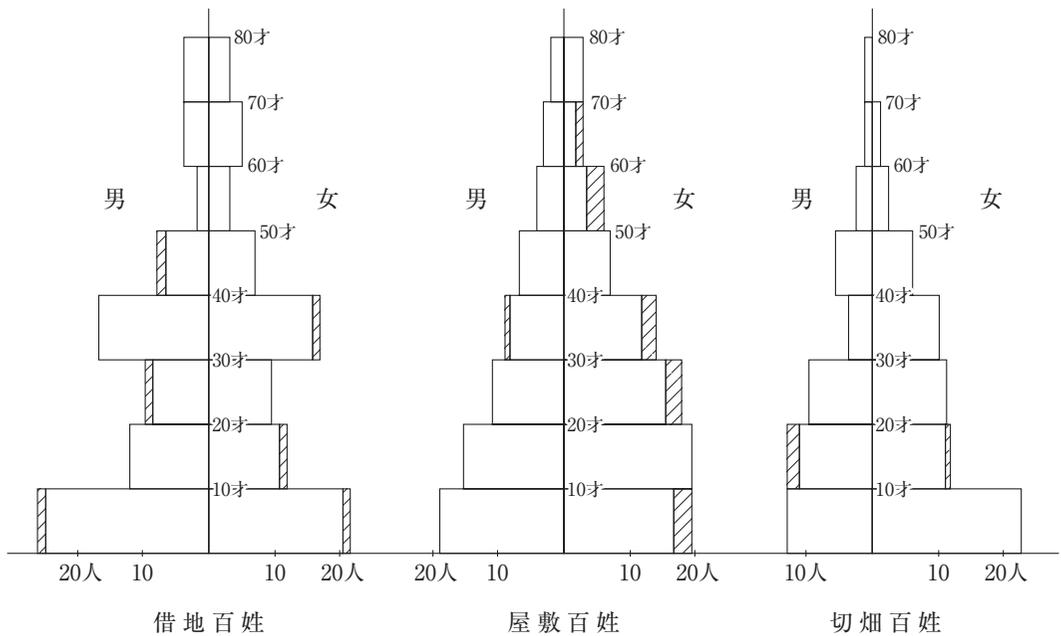


図3 元禄6年(1693)の人口ピラミッド(斜線は召仕)

わめて不自然な形をなしている。10才代と20才代の若者たちが、他村に召使などの奉公に出ていることが十分に予想されよう。

母村から遠く離れた大寸又の山地に居住して、焼畑のみを耕作していた切畑百姓の人口ピラミッドは、上記の屋敷百姓と借地百姓と比較した場合においては、突出した年代層が見受けられない点を重視すれば、比較的均整のとれた屋敷百姓のピラミッドに近いと判断されよう。ただし、10才未満の女子の多さが事実であるとなれば、同年代の男子の少なさは異常である。借地百姓と同様に他村に召使などの奉公に出ていると理解することも可能であろう。さらに、切畑百姓の家族の男性の割合が44.0%と少なく、屋敷百姓の場合も43.5%と男性の人口が少ないのに対して、借地百姓の場合は51.2%と男性の人口が多い。いずれにしても、切畑百姓の年代別の現住の人口構成が、借地百姓ではなく、屋敷百姓に近い事実は予想外であった。

次いで、図4として示したのは切畑百姓・屋敷百姓・借地百姓それぞれの現住している家族の規模である。切畑百姓は3人から6人の規模が中心をなし、数は少ないながらも、9人から13人までの比較的規模の大きな家族も存在している。これに対して、

屋敷百姓は5人の家族が特に多いものの、2人だけのきわめて規模の小さな家族から19人まで規模の大きな家族まで、幅の広い多様な家族が存在している。また、借地百姓は7人の家族が特に多く、3人の家族から10人の家族が存在している。これら三者を通して、3人から7人までの規模の家族が中心をなしているが、傍系家族を含む10人以上の規模の大きな家族も存在していることが判明する。

それぞれの家族の平均の人数は、切畑百姓が5.8人、屋敷百姓が6.4人、借地百姓が6.2人であり、大きな差異は認めがたい。いずれの百姓も、未だ、単婚家族を中心とする小農の家族が十分に成立してはいないと判断されよう。

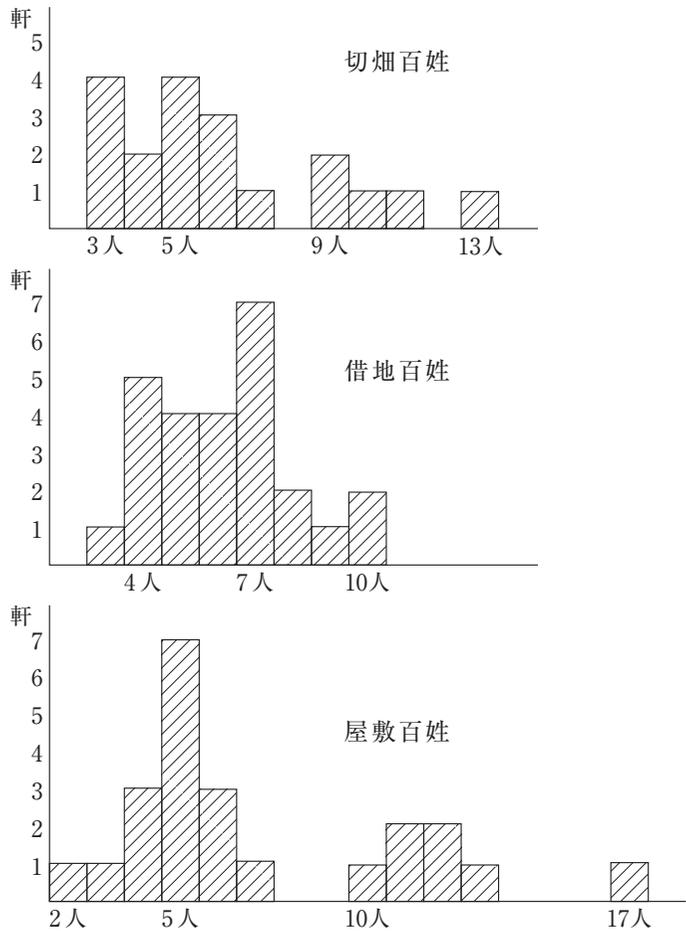


図4 元禄6年(1693)の家族規模

II-3 元禄16年の切畑百姓の家族の実態

10年後の元禄16年に作成された「大寸又人別帳」は、切畑百姓たちが居住していた上田村の枝郷であった大寸又の地域が、長年にわたる境界争論の結果、駿河国から遠江国に所属が変更されたために作成されたものである。したがって、上記で論じた「上田村書上げ帳」に記載されていた屋敷百姓と借地百姓は記載されておらず、10年後における三者の変化を比較しながら追うことは不可能であるが、切畑百姓の変化を追うことは可能であり、焼畑耕作のみを営む切畑百姓の家族の変化を検討しうる貴重な史料であると判断される。

まず、家族の数については、10年の間に20軒から27軒へと増加を見ている。その内訳は、分家によって三件が増加し、新たに五軒が増加し、一軒が転出か絶家によって減少している。大寸又の総人口も121人から163人へと、帳簿の上では35%の人口増加を見ている。

次いで、家族の規模については、図5に示したように、元禄六年の時点においては9人以上の比較的規模の大きな家族も存在していたが、10年後の元禄16年においては5人と6人を中心とする単婚家族の形成が進み、10人以上の家族は存在していない。この点は、宮本氏の理解と同一である。

けれども、以下の諸点には十分な留意が必要である。すなわち、図6として示したように、この10年間に切畑百姓のみで構成される大寸又の人口は、全体的には男性・女性ともに、それぞれの年代において増加を見たといえよう。特に目立つのは、10才代の女性が11人から25人と倍増し、10才未満の女子のみが減少しており、他の年代と比較した場合、多少の違和感が存在する。

そこで、再度、元禄6年の「上田村書上げ帳」に記載された大寸又在住の切畑百姓と、10年後に作成された元禄16年の「大寸又人別帳」に記載された切畑百姓について、一人・一人個別に対応・検討した場合、前者の「上田村書上げ帳」の切畑百姓に、14名の記載漏れが存在することが判明した。その内訳は、9人が20才代以下の女性であり、20才の譜代の下男と2人の舅（27才と17才）も記載から漏れている。

当時の切畑百姓の人口の一割ほどの人々が「上田村書上げ帳」に記載されていない事実を、どのように理解すれば良いのであろうか。上田村の枝郷に相当する大寸又の地が、母村である上田村まで人別改めなどに通うのに片道二日以上を要する山間に位置していたために、遠距

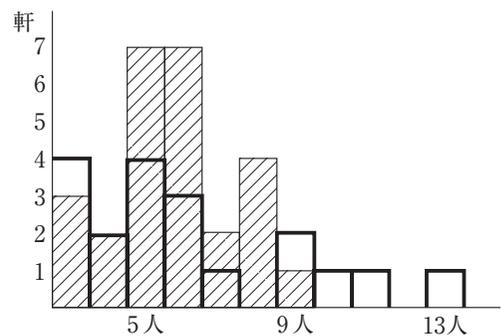


図5 切畑百姓の家族規模の変化
(太線は元禄6年、斜線は元禄16年)

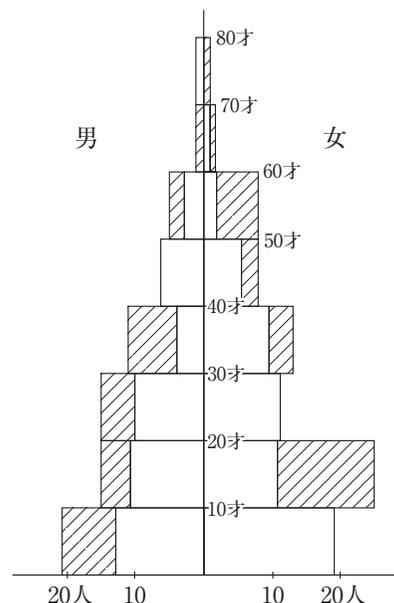


図6 元禄16年の人口ピラミッド
(斜線は元禄6年以後の増加人口)

離に位置する点を利用して、あえて正確な人口を報告せず、過少に報告・登録していたとの理解も十分に可能であろう。人別関係の史料を利用・検討する場合、今回の史料の実態と作為は、心しておきたいと思う。

このようにして、元禄6年の「上田村書上げ帳」の切畑百姓に14名の記載漏れがあったと理解する場合、両者の帳簿上では切畑百姓に35%の人口の増加を見るが、記載漏れを補正した後においては、10年間に15%の人口が増加したこととなる。前者の場合は35%の急激な人口増加と理解できようし、後者の場合は15%の比較的緩やかな増加と理解できよう。その実態は、後者の数値に近いものと判断されようか。

なお、記載漏れと判断される14名の人々を補正した場合においても、上記で検討を加えた元禄6年段階における切畑百姓と屋敷百姓・借地百姓の家族との比較・検討の結果に、特段大きな修正を加える必要が生じないことを、念のために述べておきたい。

Ⅲ 近世における焼畑農法の変化の実態

近世も含めた井川地域の焼畑耕作に関する先行研究の総論としては、大村和男氏のものが詳細かつ有益である。氏の調査・研究¹⁹⁾によれば、図7として図示されているように、近世の井川地域の焼畑耕作は主穀を生産する「春ヤブ」と補助的な「夏ヤブ」の耕作方法があり、共に一年目を「アラク」、二年目を「カーシ」、三年目を「クナ」と呼ぶ、三年間のローテーション「一作(一肌)」を基本とする農法が中心をなしていたと復原されている。

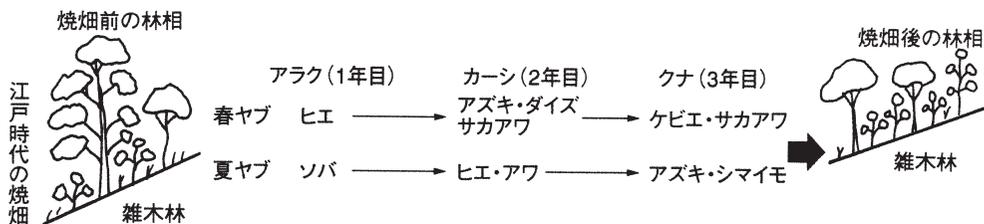


図7 近世における焼畑のローテーションの想定図(注10より引用)

また、静岡県の民俗調査と野本氏の現地調査²⁰⁾に基づけば、近代においては、大野氏が復原された三年間を基本とするローテーションではなく、「春ヤブ」においては四年間の耕作がなされており、四年目は「エバタケ」「エッコジ」「シグナ」などと呼ばれて、主に荏ゴマが栽培されていたとの報告がなされている。

さらに、井川地域においては、焼畑のことを「ヤマヅクリ」「ヤボヤキ」「サクハタ」「ヤマハタ・ヤマバタケ」などとも呼び、山の木を伐って種を播くまでの状態を「ヤボ」、種を播いた後を「ハタケ」と呼び分けていた。

そして、焼畑の耕作を放棄することを「デヤマ」、草だけが生えている状態の放棄地を「フサソー」、三・四年後の状態を「イチゴバラ」、樹木が成長し始めた状態を「ヤブ」、樹木が大きく成長した20年から30年後の状態を「ツクリュー」、再度、焼畑として伐り拓くことを「シムグリ」

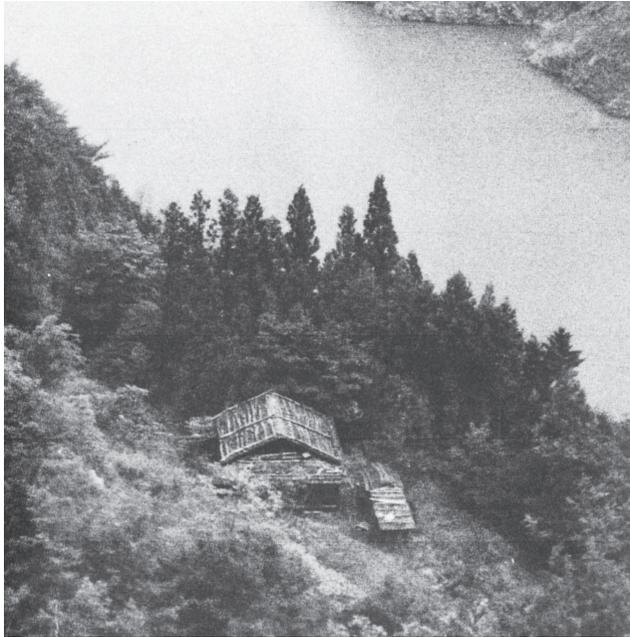


写真1 焼畑の居小屋と井川ダムの湖（注10より引用）

と、それぞれの状態に応じて詳細に呼び分けていた。

以上のような現地調査に基づいた近現代以後における井川地域の焼畑に関連する用語や農法を踏まえた上で、中・近世の一次史料に基づいて、当時の焼畑関連の用語や耕作の実態を復原してゆきたい。

Ⅲ－1 焼畑関連の用語とその変化

A 中世末における焼畑関連の用語

井川地区に残された焼畑関連の用語が記された最古の史料は、天正1年（1573）の「大井川奥山絵図」である。中山の次郎三郎に与えられた鳥森山を中心とした一色山の絵図であり、①「つくりう」、②「くるみそうり」「なそうり」、③「ほつちなき山境」の三種の焼畑関連地名が記載されている。まず、①の「つくりう」は、すでに大野氏も論じられているように、「ミヤマではツクリユウをしない。」と地元でかつて使用されてきた古い言葉であり、焼畑耕地を放置したのち、およそ20年から30年ほど放置した二次林を指している。一方、②の「そうり」地名は、野本氏は雑木林に戻すために焼畑耕作を放棄した休閑地のことを岩手県の旧巻町では「ソーリバタケ」と呼び、主に東日本において使用された焼畑の循環型地名と想定されている²¹⁾。また、大野氏は河谷に沿った崩壊地形の跡を示す地形地名に由来すると解釈されている²²⁾。最後の③の「なき」地名は、主に中部地方から北陸地方において使用された「刈り払う」を意味する「薙ぐ」と言う動詞の名詞化されたものである。

次いで、天正10年（1582）の「海野元定年貢帳」には、上記の「そうり」と「なき」の他に、「あらし」が記されている。「あらし」は焼畑の耕作が終了した後、20年から30年放置することを意味する焼畑関連の用語である。ただし、一年のみ焼畑耕作して後に放棄する場合も「あらし置く」

との用語を使用する点には、十分な留意が必要である。

さらに、天正18年（1590）と想定されている「安部之内井川之郷わんた村畠帳」には、「山畑」の地名も付記されている。

中世末の時期に、同一の地域において、このように多様な焼畑関連の用語が併用されていた事実注目しておきたい。すなわち、ひろい山地を移動しながら焼畑耕作を営んでいた農民たちは、唯一の用語を使用していた訳ではなく、多様な焼畑関連の用語を併用しながら使い分けていたと理解すべきであろう。

B 近世前期における焼畑関連の用語

中世以来、井川七ヶ村に含まれていた中野村に関しては、年貢の納入後に発給された寛永年間以後の史料が残されており貴重である。次に、最古の寛永1年（1624）のもの²³⁾を引用しておく。

史料一 寛永1年 納中野村子之御年貢金子之事

納中野村子之御年貢金子之事

- | | | |
|---|----------|-------|
| 一 | 三両壹朱小糸目ハ | 本年貢也 |
| 一 | 式分式朱者 | おッほり役 |
| 一 | 壹分式朱者 | やき畑年貢 |

㊦三口合四両壹朱小糸目也㊦

右之金子ハ御年貢ニ納者也、仍如件

寛永元年

子十二月九日

小川権七㊦

近世の初頭、中野村は三両余の本年貢の他に、中世以来の井川金山の稼ぎとして二分二朱の追堀役と、一分二朱の「やき畑年貢（焼畑役）」を課されていた。中野村は寛永9年（1632）に天領となるが、引き続いて「焼畑役」の名称が公的に使用され続けている。これに変化がおきるのは延宝4年（1676）からである。それまで公的に使用されてきた「焼畑役」の名称が、代官・諸星庄兵衛支配の時期に新たな「切畑役」へ変更され、年貢の受取状が作成されて中野村の庄屋百姓中に下されている。以後、当該の中野村では「切畑役」の名称が公的に使用されてゆく。この大きな変化は、全国的に展開された寛文年間（1661～1673）から延宝年間（1673～1681）において実施された天領の検地²⁴⁾と関連する可能性も想定されよう。

ただし、大井川と安倍川の上流域に展開する焼畑山村において、中野村と同様に、公式な名称を「焼畑（役）」から「切畑（役）」へと変更した村は少数であったと思われる。すなわち、井川七ヶ村の東に隣接する焼畑山村である梅ヶ島村においては、同じく天領でありながら、宝永6年（1709）の「梅ヶ島村差出明細帳」には「一 金三分 焼畑役定納」と記載されている。同様に、貞享4年（1687）の中西村と田代村の「年貢皆済覚」にも、それぞれ「焼畑役」の用語が使用されている。貞享3年（1686）の史料によれば、落合村と油野村においても「焼畑役」の用語が使用・記載されている。

すでに、会津地域の「鹿野畑（焼畑）」の歴史的な変遷の概要を論じた前稿においても紹介しているように、米家氏の研究成果により、焼畑に関連する多様な用語が、現在、広く使用されている「焼畑」の用語にほぼ統一されるのが元禄年間（1688～1704）以後であることが判明している。

「焼畑」の用語にはほぼ統一されて後も、以下において関連史料を紹介するように、地方においては、従来どおりの多様な焼畑関連の用語を使用し続けていたと判断されよう。以下、主に使用された「焼畑」と「切畑」以外の用語が使用された事例を列記する²⁵⁾。

史料二 寛文12年(1672)「一 大沢渡奥ひかけ沢山地、同所八郎左衛門、やふきり申ニ付而、
・・・其上、右之切やふ京升ひえ四升まき、」

史料三 元禄2年(1689)「其時、そうり、兩人にて切出シ申候ニ、・・・其後、そうりはた、
私母八郎左衛門之母作り申ニ、紛無御座候御事。」

史料四 元禄9年(1696)「上さうり作場、下そうれ作場」

史料五 元禄15年(1702)「(千頭村) 一 永高四百八拾三文 山畑」

まず、史料二では山地を伐り拓くことを「やふきり」「切やふ」の両者の用語が使用されており、史料三は伐り拓く対象としての山地を「そうり」、伐り拓いた後の土地を「そうりはた」と呼び分けている貴重な事例である。史料四では近年まで使用されていた焼畑耕作がなされている所を「作場」と当時から呼んでいたことが判明する。

Ⅲ-2 焼畑農法とその変容

井川およびその周辺地域の焼畑関連史料のうち、村レベルでの農法的な変容の実態と、個々の農家レベルでの焼畑耕作の実態を検討したい。

A 村レベルの焼畑耕作の実態

史料六 元禄2年(1689) 入島村・梅ヶ島村名主組頭口書

一 拙者共両村、前々方如何様之訳ニ而、御検地も入不申、・・・山中之義者山焼斗ニ而、
・・・殊ニ焼畑場之義者、年々場所昨替、壹年切ニ御座候故、・・・以御慈悲を、御検地
不被遊候様ニ乍恐願候。

この史料²⁶⁾に基づけば、井川地域の東に位置する焼畑山村である入島村と梅ヶ島村においては、古来より検地がなされておらず、入島村は金一分二朱の、梅ヶ島村は金三分の「焼畑役」が



写真2 昭和2年頃の焼畑の居小屋と柵
(青鹿四郎『農業経済地理』より引用)

課されてきた。これに対して、新たに検地をおこなう事態が生じたために、焼畑耕作ばかりをおこなう山村であるため、検地の免除を願い出たものである。特に留意すべきは、「殊ニ焼畑場所之義者、年々場所作替、**壹年切**ニ御座候故、」と記されているように、両村の名主は検地免除の理由として、数年間連作する焼畑ではなく、一年間のみ耕作する「**壹年切**」の焼畑であることを述べている。幕府の代官による検地の免除を願い出た史料であり、両村で営まれていた焼畑がこの史料で主張されるように、すべてが一年間のみ耕作される「**壹年切**」の焼畑であったと考えるのは速断に過ぎよう。ただし、両村の名主が述べるように、未だ、山地を酷使しない「**壹年切**」の焼畑耕作が主に営まれていた可能性は高いと判断される。

他の地域の事例も示せば、甲斐国の巨摩郡猪根村の明和4年(1767)の史料には「**苧立畑之義は、拾年か拾五年に一年ずつやき畑に仕候得共、**」と記され、信濃国の伊奈郡大河原村の天保9年(1838)の史料には「**切替焼畑には粟・稗・蕎麦等を作り、一年作に御座候。**」と記されている。さらに、年欠ではあるが、越中国の「十村手鑑二種」の検地心得の一条には「山は**壹ケ年切**になぎ畠可仕之見届・・・」とも記されている²⁷⁾。

これら三か国の事例も勘案した場合、古代・中世以来の山地を酷使せず、かなりの収穫が得られる「一年切(一年作)」の焼畑耕作の農法が、近世前期のみならず、甲斐国の巨摩郡や信濃国の伊奈郡などの地域においては、近世の中期や後期に下ってもおこなわれていたことが判明する。すなわち、焼畑山村の人口増大に対応して、近世前期の「一年作」や「二年作」を中心とする短期的な焼畑耕作から、近世中・後期の「四年作」や「五年作」の長期的なローテーションに基づく焼畑耕作の農法へと単線的に変化したものでないことは極めて重要であると考えられる。

史料七 天和2年(1682) 小河内村源左衛門・三郎左衛門訴状

- 一 此地かふ請取申候時、・・・**焼畑**・そうりハたれかに不寄、・・・只今まで、**壹はた**ハ不申及、**貳はた**、**三はた**作りむよりニ而ハ・・・、
- 一 かうし山と申寄合地之内ニ而、彼**長兵衛**・**長九郎**そうりとなつけ仕候而、我**壹人**ニ而むこつれ、三年作り申候。其外お、おさわけに、四・五年之内、当年まで作り申候処お、
(後 略)

この史料²⁸⁾によれば、井川地域内の小河内村では、近世後半の天和2年(1682)の時点において、中期的な「三年作り」の農法がおこなわれ、初年度の焼畑地を「**壹はた**」、二年目の焼畑地を「**貳はた**」、三年目の焼畑地を「**三はた**」と呼び分けていたことが判明する。管見の範囲においては、すでに延宝4年(1676)の「証文」に「一作もらい申候。」と記されており、この「一作」は三年間の焼畑連作を意味する用語として定着した。

史料八 寛政元年(1789) 御尋ニ付奉申上候

- 一 建百五拾間 入島村 入会
横百間 梅ヶ島村
- 内
建五拾丁
横三十丁
- 右之内、漸三分一通も、年々畑作、粟・稗・そば
之類作付仕候、大積り、**三ヶ年廻り**作付廻り

一 建□拾二里
横平垣五里
内
建八里
横式里

井川七ヶ村

右之内、五ヶ年廻リ=作付仕、壹ヶ年=右
之内、漸五分一通、粟・稗・そば之類仕付
仕候

この史料²⁹⁾は、島田の代官所のお尋ねに対して、井川七ヶ村の惣代を勤めていた甚次郎と九郎右衛門の兩名と入島村・梅ヶ島村の名主らが作成・提出したものである。この史料によれば、近世中期後半の時点において、入島村と梅ヶ島村の入会山の山地においては主に中期的な「三ヶ年廻り」のローテーションに基づく焼畑耕作が営まれ、井川七ヶ村の山地においては主に長期的な「五ヶ年廻り」のローテーションに基づく焼畑耕作が営まれていたことが判明する。

前稿で詳細に論じたように、同じ焼畑山村においても、焼畑農家ごとの個性が大きく、短期的な焼畑耕作を営む農家もあれば、中期的な焼畑耕作を営む農家も併存していた。

史料八での主張によれば、主に中期的な「三ヶ年廻り」の焼畑耕作を営む入島村・梅ヶ島村と、山を酷使する長期的な「五ヶ年廻り」の焼畑耕作を営む井川七ヶ村のように、大局的に見れば、隣接する村ごと、地域ごとにおいても、大きな個性が存在していたと理解されよう。

ただし、もっとも重要であるのは、井川七ヶ村において長期的な「五ヶ年廻り」の焼畑耕作が近世中期に営まれていた事実である。すなわち、これまでになされた近現代を中心とする現地調査によれば、井川地域の焼畑耕作のうち、中心をなす「春ヤブ」においても四年間をローテーションとする焼畑耕作であり、五年間をローテーションとする長期的な焼畑耕作の存在は確認されておらず、五年目の焼畑耕地を意味する用語も収集しえていない。明治以後になり、山地を酷使する長期的な「五ヶ年廻り」の焼畑耕作から、中期的な四年間をローテーションとする焼畑耕作へと、耕作期間を短縮したと想定されよう。

B 農家レベルの焼畑耕作の実態

大寸又の母村にあたる上田村については、前欠であるが、寛文年間頃（1660年代）と想定される焼畑の山地を書き上げた史料³⁰⁾が残されている。それに基づけば、上田村全体の焼畑は234枚であり、吉左衛門は12枚、市郎左衛門は1枚、欠名の者は16枚余の焼畑を耕作していたことが判明する。それぞれの焼畑の規模は、図8に示した通りである。一般的には、焼畑の規模を把握・記載する場合、縦・横の長さを記載する史料は少なく、

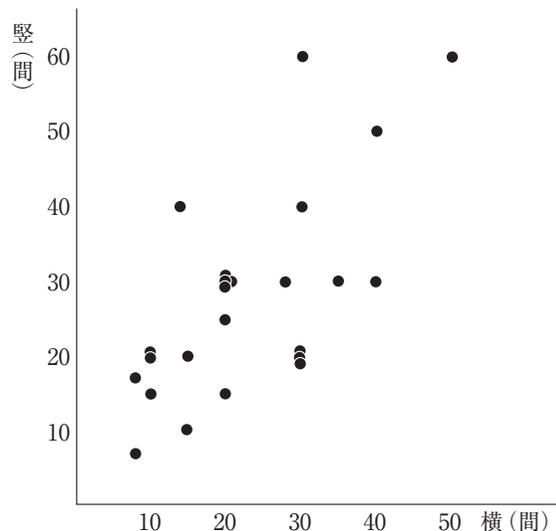


図8 上田村の焼畑山地の規模

表2 中西村の焼畑山地

人 名	枚数	焼 畑 の 規 模
伊 兵 衛	10枚	2升蒔（4枚）、1升5合蒔（2枚）、1升蒔（3枚）、2盃蒔（1枚）
吉 兵 衛	10枚	5升蒔（1枚）、3升蒔（2枚）、2升蒔（1枚）、1升5合蒔（3枚）、1升蒔（3枚）
喜 太 郎	20枚	8升蒔（1枚）、4升蒔（3枚）、3升蒔（3枚）、2升蒔（4枚）、1升5合蒔（3枚）、1升蒔（3枚）、3盃蒔（1枚）、2盃蒔（2枚）
善 兵 衛	6枚	7升蒔（1枚）、4升蒔（1枚）、2升蒔（3枚）、1升5合蒔（1枚）
藤 左 方	4枚	4升蒔（1枚）、3升蒔（1枚）、1升蒔（1枚）、2盃蒔（1枚）
五郎左衛門	12枚	1斗3升蒔（1枚）、9升蒔（1枚）、7升蒔（1枚）、2升5合蒔（1枚）、2升蒔（3枚）、1升5合蒔（1枚）、1升蒔（2枚）、2盃蒔（1枚）、1盃蒔（1枚）
又 兵 衛	11枚	4升蒔（2枚）、3升蒔（3枚）、2升蒔（3枚）、1升蒔（2枚）、3合蒔（1枚）
源左衛門	22枚	2斗蒔（1枚）、1斗5升蒔（1枚）、1斗2升蒔（1枚）、1斗蒔（1枚）、5升蒔（1枚）、4升蒔（1枚）、3升蒔（2枚）、2升蒔（5枚）、1升5合蒔（1枚）、1升1盃蒔（1枚）、1升蒔（1枚）、3盃蒔（2枚）、2盃蒔（3枚）、1盃蒔（1枚）

「二升まき」のように播いた種の量で把握・記載する事例が多いため、この史料は焼畑の規模が判明する貴重な事例である。

次いで、同じく寛文6年（1666）以前のもので想定されている隣の中西村の焼畑を書き上げた史料³¹⁾によれば、8名の農家ごとの枚数は表2の通りであり、22枚を耕作する源左衛門から藤左方の4枚までであるが、半数にあたる4名が10枚余の焼畑を営んでいる。

井川地域においては、およそ10枚前後の焼畑の作場を営むことが平均的な焼畑農家であったと想定されようか。上記の両史料に先立つ万治1年（1658）の中西村の場合、四郎次が中西村に新たな百姓として入村するに際して、退転した百姓の山地10枚を与えていることは、傍証となろう。他の事例においても、10枚前後の山地が分与されている。

さらに、大寸又に関しては、Ⅱ章で検討を加えた元禄16年（1703）「大寸又人別帳」と同年に作成された「大寸又作場改帳写」³²⁾が残されており、合計25枚の作場ごとに、山地が伐り拓かれて焼畑の作場に開発された年代・耕作者をはじめとして、現在の耕作者などが詳細に記載されている。それを年表にしたものが表3である。同年に作成された大寸又の「人別帳」と「作場改帳写」を比較・検討することが可能である。

まず、大寸又の焼畑の作場は、120年から40年ほど前までに伐り拓かれた25枚から成り立っていた。このことは、近世前期の後半に山地の荒廃を防ぐために新規に焼畑を伐り拓くことが禁止されていたことを意味している。120年ほど前に伐り拓かれた最古の焼畑2枚をはじめ、70年ほど前の寛永年間（1630代頃）に伐り拓かれた焼畑が10枚ともっとも多い。

その25枚の焼畑のうち、一人で伐り拓かれた焼畑が14枚と半数以上を占め、以下、二人が5枚、3人が3枚、4人が3枚であり、共同で伐り拓かれた焼畑も11枚を数える。

これに対して、元禄16年（1703）の時点において、耕作されておらず「あらし置申」されていた焼畑が三分之一に相当する8枚も存在していることには十分な留意が必要である。大寸又の焼畑の作場であると認識されていた26枚の旧来の焼畑のうち、すべてが毎年耕作されていた訳ではない事実は重要である。

さらに、書き上げられた25枚の焼畑については、当年に実際に耕作されていたのは17枚である。

表3 大寸又の元禄16年の焼畑の耕作者と耕作実態

番号	切り出し	焼畑の耕作者と耕作実態
1	70年ほど前	今年は、忠吉と三蔵が耕作
2	〃 〃	去年より、徳左衛門と忠作が耕作
3	80年 〃	5年前より「あらし」置申
4	60年 〃	20年前より「あらし」 〃
5	〃 〃	3年前より「あらし」 〃
6	70年 〃	今年は、村外の2名が耕作
7	〃 〃	3年前より「あらし」置申
8	〃 〃	今年は、徳左衛門と忠作が耕作
9	80年 〃	去年まで、力右衛門が耕作
10	60年 〃	今年は、権兵衛が耕作
11	70年 〃	〃 、三右衛門が耕作
12	〃 〃	〃 、源之助と村外の1名が耕作
13	〃 〃	〃 、四郎左衛門と五郎左衛門と長次右衛門が耕作
14	〃 〃	〃 、「あらし」置申
15	60年 〃	〃 、長次右衛門が耕作
16	〃 〃	〃 、佐五右衛門が耕作
17	70年 〃	〃 、十三郎と与右衛門と八郎兵衛が耕作
18	欠	〃 、年太郎が耕作
19	90年 〃	〃 、「あらし」置申
20	〃 〃	3年前より「あらし」置申
21	〃 〃	今年は、十三郎と八郎兵衛と松右衛門が耕作
22	120年 〃	(〃 、「あらし」置申)
23	40年 〃	今年は、村外の一名が耕作
24	120年 〃	〃 、四郎兵衛と小次右衛門と五郎右衛門と村外の3名が耕作
25	110年 〃	〃 、惣兵衛と村外の1名が耕作

人別帳に記載されている28軒の切畑農家のうち、一枚のみ焼畑を耕作している農家が15軒、二枚耕作している農家が6軒である。残りの7軒に関しては、この焼畑作場の書き上げ帳では、耕作を確認できない。

このように、大寸又で耕作が認められていた焼畑の作場に関する「作場改帳写」を検討した結果、全体の三分の一に近い焼畑が「あらし」の状態のまま耕作されていなかった点や、28軒のうち7軒の焼畑耕作が記載されていない点など、新たな疑問点も浮かび上がってきた。焼畑耕作が確認されない当該の切畑百姓は、いかようにして生活していたのであろうか。

ここで、前稿で論じた天竜川中流域の草木村の個別農家ごとの焼畑耕作の実態との比較をしておきたい。再度の検討を加えるのは貞享1年(1684)の「草木村山地焼畑書出覚」³³⁾である。同史料には、北遠に位置する草木村の山地において耕作されていた39筆の焼畑耕作の実態が、小庄屋の弥五左衛門により詳細に記載されている。前稿では農家ごとの焼畑耕作の期間・作物などに検討を加えたが、焼畑の耕作期間と休閑期間の実態に関しては、詳細には論じていない。

図9として示したものが、草木村における農家ごとの耕作期間と休閑期間を年表としたものである。まず、全39筆の焼畑のうち、最大の8筆の焼畑を営んでいた小庄屋の弥五左衛門は、1664年から焼畑の耕作を始め、2筆の焼畑を同時に耕作した後、4年間焼畑耕作を営んでいない。1670年から再度異なる山地において焼畑耕作を始め、また、一年間焼畑耕作を営んではいない。このように、最も多くの焼畑を営んでいた弥五左衛門でさえ、毎年、連続して焼畑耕作を営んでいたのではないことが判明する。史料に記載された1664年から1684年までのおよそ20年間に、8筆の山地において、14年間の休閑期間を経て二度目の焼畑耕作を確認できるのは1筆のみであり、他の7筆は20年間に2年間焼畑耕作した事例が6筆、3年間焼畑耕作した事例が1筆であり、これら7筆は耕作の後に「あらし」すなわち耕作放棄されている。最も留意すべき点は、20年間に、4年・1年・1年・3年と、史料が記されている20年間のうち、およそ半分の期間にあたる9年間、弥五左衛門はどの山地においても焼畑耕作を営んではいないのである。他の農家も、数年から10数年間の休閑期間をとり、途切れずに連年耕作をなしてはいないのである。

この耕作実態は、これまで焼畑農家による山地を移動しての連年耕作を想定していた近世の焼畑耕作に対して、根本的な問題を投げかけるものであると判断される。

前稿と本稿で明らかにしえた典型的な焼畑山村である井川地域と草木村の実態はわずか二つの事例であるが、他の地域においても同様の焼畑耕作の実態が想定されよう。焼畑耕作を営む農家が山地を移動しながら毎年焼畑を営んでいたという実態ではないことが明らかになった以上、焼畑耕作をおこなわない期間の生活を支えていた多様な生業とその実態を解明することが、筆者の次の大きな課題となった。焼畑山村で暮していた人々の生活と生業の実態を、あくまで当時の一次史料に基づいて、さらに丁寧かつ詳細に明らかにしたいと念じている。

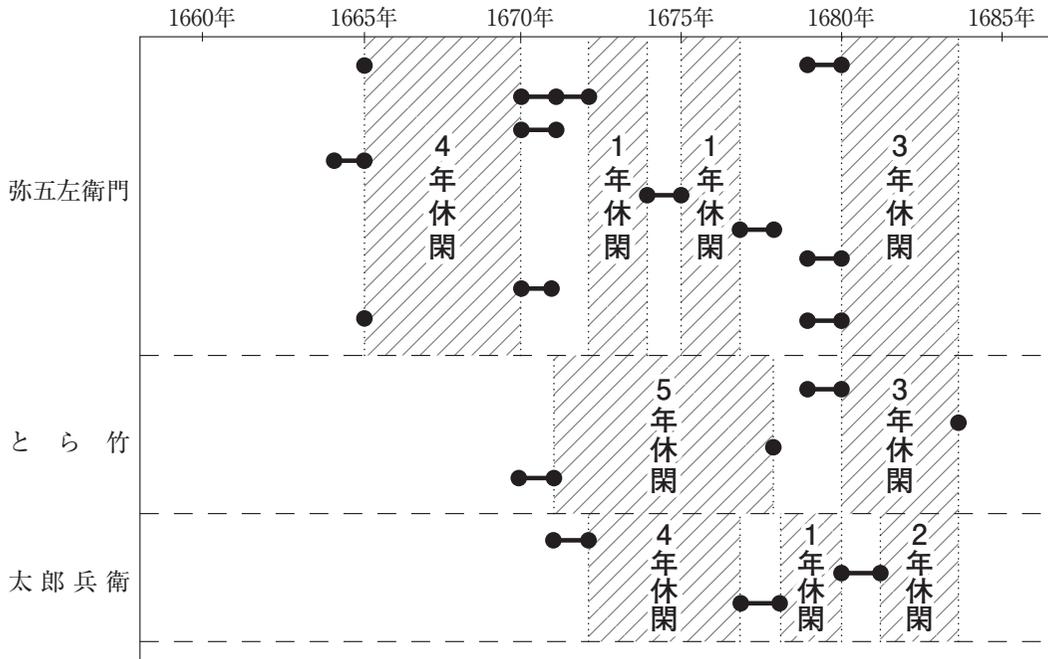


図9 草木村の焼畑耕作の実態 (斜線は休閑期間)

IV まとめ

本稿は、前稿に引き続き、典型的な焼畑山村である大井川最上流に位置する井川地域を事例として、近世における焼畑山村における家族とその増加の実態と、それに連動すると想定される焼畑農法の変化について、当時の一次史料に基づいて、復原と検討を加えたものである。得られた成果は、以下のようにまとめることが可能であろう。

第一に、大井川の最上流に位置する現在の静岡市内の井川地域には、かつて焼畑が盛んに営まれていた中世末以来の関連史料が多く残されている。特に重要であると判断されるものは、井川七ヶ村の内、中心的な村落である上田村の枝郷であり、焼畑耕作のみを営んでいた典型的な焼畑山村であった大寸又に関する、元禄6年(1693)の「上田村家別書上げ帳」と10年後の元禄16年(1703)の「大寸又人別帳」の二冊である。両史料により、焼畑専門の「切畑百姓」の家族の実態とその後の変化の復原と検討が可能である。

第二に、元禄6年の時点における大寸又に居住していた「切畑百姓」は19軒(116人)であり、母村である上田村に居住していた「屋敷百姓」は23軒(161人)、「借地百姓」は27軒(162人)である。これら三者を比較・検討した場合、人口ピラミッドによる年齢別の人口構成は、「切畑百姓」と「屋敷百姓」の構成が似ており、「借地百姓」の人口構成は10才未満の子供と30才代の人口が多い特異な人口構成をなしていた。

第三に、家族の規模に関しては、元禄6年の時点において「切畑百姓」はもとより、「屋敷百姓」「借地百姓」ともに、10人以上の比較的規模の大きな複合家族をなしており、10年後の元禄16年には「切畑百姓」の家族は8人以下の単婚小家族が中心へと変化を遂げている。

第四に、井川地域とその周辺地域において、中世末以来、焼畑を意味する単一の用語が使用されていた訳ではなく、多様な用語が併用されていたことが判明した。史料によって確認しえた限りにおいても、中世末には「つくりゅう」「そうり」「なぎ」などの用語が、近世以後の史料においては「焼畑」をはじめとして、「切畑」や「やぶきり」「そうり」などの用語も使用されていた。

第五に、井川地域の東に位置する焼畑山村である入島村と梅ヶ島村の元禄2年(1689)の史料によれば、両村では山地を連作して酷使しない、古代・中世以来の「壺年切」の焼畑を主に営んでいると主張している。そして、100年後の寛政1年(1789)の史料では、同じ入島村と梅ヶ島村では主に「三ヶ年廻り」の焼畑が、当該の井川七ヶ村では主に「五ヶ年廻り」の連作に基づく焼畑が営まれていると述べられている。前稿において予想したように、近世中期の1700年代に、近現代まで営まれる4年間や5年間など、同一の山地において長期的な連作をなして、山地を酷使する焼畑の農法へと大きく変化する流れが確認された。

これと関連して、近世における焼畑の拡大・山地酷使の実態と焼畑開発禁止令とのせめぎ合いの実態についても、溝口氏の論考に学びながら、再検討を試みたいと念じている。

第六に、大寸又に居住して焼畑のみを営んでいた「切畑百姓」に関しては、元禄16年(1703)の「大寸又人別帳」と同年に作成された「大寸又作場改帳写」が残されている。同史料には、25枚の作場ごとに伐り拓かれた年代と歴代の耕作者が記載されている。けれども、記載されている25枚の焼畑のうち、改帳が作成された時点において、一枚のみを耕作している農家が15軒、二枚

耕作している農家が6軒、残りの7軒に関しては焼畑の耕作を確認しえない。

すなわち、焼畑専業と認識されていた大寸又の焼畑農家はもとより、前稿で検討を加えた天竜川の中流域に位置する草木村においても、焼畑山村に暮らす農家がすべて毎年焼畑耕作を営んでいた訳ではないことが明らかとなった。これが近世における焼畑山村の実態であるならば、焼畑耕作をおこなわない年度においては、焼畑農家はどのような生業を営んで暮らしを成り立たせていたのかと言う新たな大きな課題を得た。これまでの現地調査によって得られてきた焼畑耕作に関する基本的な理解と認識は、近世以前に関しては、関連する一次史料に基づいて、全面的に再検討を加える必要があることを痛感するとともに、当時の焼畑山村の暮らしの多様な実態を明らかにする作業を、さらに丁寧に続けてゆきたい。

付記 ご厚誼と学恩を感謝申し上げ、名古屋大学の溝口常俊先生に、本稿を重ねて献呈させていただきます。また、初校の段階で京都大学の米家泰作先生に貴重なご助言をいただきました。

注と文献

- 1) 佐々木高明 (1971) 『稲作以前』、日本放送出版協会。
同 (1972) 『日本の焼畑』、古今書院。他多数。
なお、佐々木氏は近著の『日本文化の多様性 稲作以前を再考する』小学館、2009、において、考古学・歴史学・歴史地理学など隣接諸学の成果も取り入れて、1971年刊行の『稲作以前』を補強・修正するとともに、新たな注目すべき論を展開されている。
- 2) 野本寛一 (1986) 『焼畑農耕文化論』、雄山閣出版社。他多数。
- 3) 橘 礼吉 (1994) 『白山麓の焼畑農耕』、白水社。
- 4) 溝口常俊 (1982) 「甲州における近世焼畑村落の研究」名古屋大学文学部研究論集史学 28。
同 (1983) 「甲州における近世焼畑村落の生業」 同 29。他多数。
大賀郁夫 (2005) 『近世山村社会構造の研究』、校倉書房。
シャルロツテ・フォン・ヴェアシュア (2003) 「日本古代における焼畑と開墾関係の国字について」
東京大学史料編纂所研究紀要 13号。他
- 5) 米家泰作 (2005) 「近世出羽国における焼畑の検地・経営・農法」歴史地理学 223号。
同 (2002) 『中・近世山村の景観と構造』、校倉書房。他多数。
- 6) 伊藤寿和 (2011) 「近世前期における焼畑耕作の実態について」史草 51号。
同 (2010) 「近世における会津地域の『焼畑（鹿野畑）』に関する基礎的研究」日本女子大学
紀要・文学部、59号。他。
- 7) 宮本 勉 (1975) 『編年史料 井川村史』第二巻、名著出版。第一巻も参照のこと。
- 8) 静岡県 (1994) 『静岡県史』、資料編十一、近世三。
- 9) 静岡市役所 (1977) 『静岡市史』、近世史料四。
- 10) 静岡市立登呂博物館 (1997) 『特別展 祖父母から孫に伝えたい焼畑の暮らし ―静岡市井川の老人
たちが語る山の人生―』。
- 11) 静岡県教育委員会 (1991) 『田代・小河内の民俗 ―静岡市井川―』。
- 12) 筑波大学大学院修士課程教育研究科 (1993) 『井川の自然と暮らし』。
同 (1994) 『井川の歴史と暮らし』。
- 13) 野本寛一 (1982) 『大井川』、静岡新聞社。

- 14) 静岡市役所（1979）『静岡市史』、近世。
 - 15) 静岡県（1991）『静岡県史』、通史編三、近世一。
 - 16) 前掲7）。
 - 17) 同 。
 - 18) 速水 融（2009）『歴史人口学研究』、藤原書店、他多数。
 - 19) 前掲10）。
 - 20) 前掲2）と11）。
 - 21) 前掲2）。
 - 22) 前掲11）。
 - 23) 前掲9）。
 - 24) 加藤衛広（2007）『近世山村史の研究』、吉川弘文館。
 - 25) 前掲7）。
 - 26) 前掲9）。
 - 27) 小野武夫（1942）「火耕史考」『日本農業起源論』、日本評論社。
 - 28) 前掲7）。
 - 29) 前掲9）。
 - 30) 同 。
 - 31) 同 。
 - 32) 静岡県（1994）『静岡県史』、資料編十一、近世三。
- 補) 原田信男氏は、近年、文献史学の立場から、焼畑に関する一連の意欲的な論文を発表されている。
- 同 氏（2005）日本の田畠と焼畑について『季刊 東北学』2号。
 - 同 氏（2007）歴史学から見た焼畑の把握と農法『季刊 東北学』11号。
 - 同 氏（2011）中日火耕・焼畑史料考、近世農政家の焼畑観、原田氏他編著『焼畑の環境学』、思文閣出版。